

(仮称)門真市健全な財政に関する条例(案) 骨子

平成30年11月

門真市

目次

条例策定の背景など . . . P2

目的と基本原則について . . . P3

計画的な財政運営について . . . P4

透明性の確保について . . . P5、6

災害対策等への財源確保について . . . P7

健全財政の実現及び継続のための対応について . . . P8、9

条例策定の背景など

- ▶ 門真市は、大都市に近いという特徴から、社会経済情勢の変動を受けやすいことや急激な人口減少等の影響により、厳しい財政状況に直面しています。
- ▶ そのような状況を乗り越えるには、決して緊縮的になるのではなく、様々な課題を解決していくために、積極的な投資を行い、まちを成長させていかなければなりません。
- ▶ 一方で、少子高齢化や人口減少等により、めまぐるしく変化する行政需要や地震・台風等による災害などの緊急事態に適切に対応していくためには、より柔軟で弾力的な財政基盤を構築し、健全な財政運営を行っていく必要があります。
- ▶ このように、「まちの成長」と「財政の健全化」を両立していくためには、どこまでなら投資ができるのか、どのようなことを守らなければいけないのかといった、財政運営におけるルールを明確にし、それに沿った運営が求められます。
- ▶ このことから、将来にわたり健全で規律ある財政運営を行うべく、その基本的な考え方を条例として制定するものです。
- ▶ 以下、条例の主な項目（案）をお示しします。

目的と基本原則について

目的

- ◆ 財政運営の基本原則を定めることにより、健全で持続可能な財政状況の実現と継続に資すること。

基本原則（財政運営の5本柱）

- ① 財政状況及び社会情勢を踏まえ、市民の市政への期待の把握に努め、その実現を図る。
- ② 計画的かつ効率的な財政運営を行い、健全な財政状況の実現と維持に努める。
- ③ 市民の市政への関心及び理解を深めるとともに、その信頼を向上させるため、市の財政に関する資料の公表等を通じて透明性を確保する。
- ④ 災害等の有事の際の支出その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応できるように努める。
- ⑤ 健全な財政状況に著しく抵触する状況に陥った場合には、速やかに財政健全化に必要な措置を講じる。

ポイント

財政運営における基本原則として、「①市民のニーズに応える」「②計画的に財政運営を行う」「③市民と情報を共有する」「④災害等の緊急事態に備える」「⑤財政健全化の手段を担保する」の5つの項目を規定します。

計画的な財政運営について

財政収支見通しの作成と公表

- ◆市の最上位計画として策定する総合計画における実施計画と整合的な複数年度にわたる財政収支見通しを、毎年度、作成する。
- ◆財政収支見通しの策定にあたっては、設定した主な前提条件や財政運営上の課題その他必要な事項を付記する。

予算編成方針の参考資料

- ◆翌年度の予算の編成に必要な基本方針として策定する予算編成方針の決定に当たっては、財政収支見通し及び付記事項を参考とする。

ポイント

財政収支見通しを作成するとともに、総合計画における実施計画との整合性を図ったものとします。
また、予算編成方針の参考とすることで、将来を見据えた計画的な財政運営を行います。

透明性の確保について①

財政状況に関する資料等の公表

- ◆ 決算状況、財政収支見通しその他の財政運営に関して分かりやすく説明した資料等を作成し、これを公表する。

予算の調製過程の透明性の確保

- ◆ 予算の調製に係る資料等の公表に努める。
- ◆ 予算の調製に当たって、その過程について文書として記録し、保管する。

財務書類等の作成及び公表

- ◆ 総務大臣の要請に基づく様式等に則り、統一的な基準による地方公会計に係る財務書類等を作成し、公表する。

固定資産台帳の作成および更新

- ◆ 総務大臣の要請に基づく様式等に則り、固定資産台帳を作成及び更新し、公表する。
- ◆ 固定資産台帳の作成及び更新に係る詳細な方法等を定めた手順書を作成する。

ポイント

本市の財政状況や予算に関する資料等を公表するなど、情報開示に努めることで、市民と財政に関する情報を共有します。

透明性の確保について②

使用料等の基準の作成及び公表

- ◆ 使用料及び手数料の決定に際して、受益と負担の関係を考量するとともに、その設定に当たっての基準を定め、これを公表する。
- ◆ 前項の基準について、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

補助金等の基準の作成及び公表

- ◆ 市が公益上必要と認める事務又は事業を対象として交付する補助金等について、公益性、公平性、有効性等の観点から、交付基準を定め、これを公表する。
- ◆ 前項の基準について、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

ポイント

使用料・手数料及び補助金等については、その設定に関する基準を作成し、公表することで透明性を確保します。
また、社会情勢等の変化に応じて基準の見直しを行います。

災害対策等への財源確保について

災害等への対応

- ◆ 災害等の有事の際の支出その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応するため、必要と認められる額を、財政調整基金として造成することに努める。
- ◆ 財政調整基金の額が、前項に定める額を下回る年度においては、翌年度の予算で、財政運営に支障のない範囲で、決算剰余金の2分の1を上回る額を、財政調整基金に積み立てなければならない。
- ◆ 災害等の有事の際には、情報の収集及び行政需要の把握に努め、必要な財政措置を講じる等、迅速かつ機動的に対応する。

ポイント

災害等の緊急事態に備えて、必要な金額を財政調整基金に積み立てます。
その必要な金額については社会情勢等の変化に対応できるよう、別途、規則等で定めることとします。

健全財政の実現及び継続のための対応について①

歳入

- ◆ 地方税等の自主財源の安定化と増進に努める。
- ◆ 国庫支出金・府支出金等について、その確保と有効活用に努める。

歳出

- ◆ 事務事業の見直しに努め、多様な事業実施の形態等について検討するなど、歳出の合理化を図る。

反復継続した単年度貸し付け（単コロ・オーバーナイト）の禁止 ※未頁参考資料参照

- ◆ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第4号チで定める反復かつ継続的な短期貸付金を行わない。
- ◆ 設立法人（道路公社、土地開発公社、地方行政法人等）への反復かつ継続的な短期貸付金を行わない。

基金の会計年度を越えた繰替運用の禁止

- ◆ 基金に属する現金について、歳計現金に繰り替えて当該会計年度内に必要となる一時的な資金に充てる場合を除き、会計年度を越えて借り入れて歳入に充てない。

ポイント

歳入の確保と歳出の合理化に努め、不透明な資金運用を禁止することで、健全財政を実現・継続します。

健全財政の実現及び継続のための対応について②

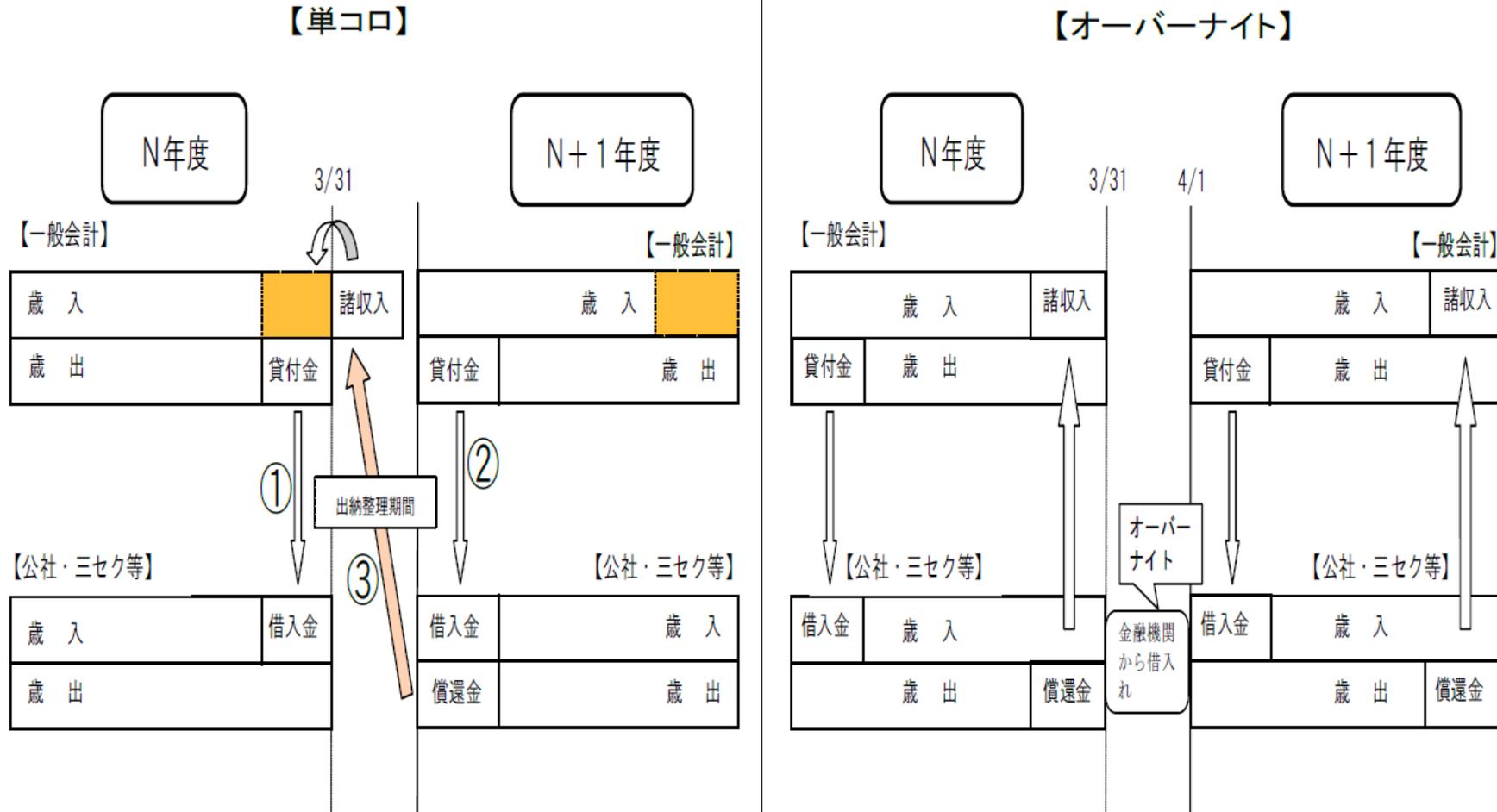
不健全な財政状況と財政健全化に必要な措置

- ◆市の財政状況が別に規則で定める健全化の条件に抵触した場合は、速やかに歳出の圧縮等、財政健全化のために必要な措置を講じる。

ポイント

本市の財政状況が不健全な状況に陥った場合は、速やかに健全化を図ります。
どのような状態を「不健全な財政状況」と見なすかは、別途、規則で定めることとします。

【参考】単コロ・オーバーナイトのイメージ



出典) 「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会(第4回)」配布資料(総務省)

単コロ: 一般会計からの次年度の短期貸付金を財源とする第三セクター等からの返還金を、出納整理期間中に、一般会計の当該年度の歳入とすることを繰り返す手法。

オーバーナイト: 一般会計から第三セクター等に貸し付けた短期貸付金について、年度末に一旦全額返済させ、翌年度初日に再度貸し付けるもの。その間、三セク等は金融機関から1泊2日で資金を借入れ。